

平成二十六年政令第二百三十五号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
法第五条第三項の倍数を定める政令

内閣は、株式会社海外交通・都市開発事業支援
機構法（平成二十六年法律第二十四号）第五条第
三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法
第五条第三項の政令で定める倍数は、一・五と
する。

附 則

この政令は、株式会社海外交通・都市開発事
業支援機構法の施行の日（平成二十六年七月十
七日）から施行する。

附 則 （平成二十八年一〇月二二日政令第
三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。